

奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

別表第一第十号中「第五項ただし書」を「第五項及び第七項」に改め、「学校長の指
定の」を削る。